堺市私道等整備工事補助金交付申請調査表

		調査	年 月	日					
調査私道等	地区	調査者							
申請者住所氏名									
工 事 種 別	(1) 舗装工事 (2) 擁壁工事 (3) 側溝工事	(4) 防護柵	工事 (5) 人孔蓋耶	文替工事					
地域の状況	(1) 住宅地域 (2) 商業地域 (3) 農業地域	(4) 工業地	域 (5) その他 ()					
交通量の概要	(1) 自動車 [多・普通・少] (2) 自転車	亘[多・普通・	少]						
	(3) 歩行者 [多・普通・少]								
交通規制の状況	(1) 有 [速度・一時停止・一方通行・その他 () (2) 無								
	(1) ①延長 m ②幅員	m ③面積	m²						
	(2) 利用者(不特定・特定) (3) 建物	の連なり率(30%以上・30%未	満) (注1)					
	(4) 本市所有の土地及び施設(有・	無)							
私道等の状況	(注 1) 建物の連なり率 = 道路両側における建物が存する土地の総間口 ×100								
(工事施工区間)	(位于) 是初切是成为中	道路の延長	₹×2	×100					
	 「土地の総間口」とは、整備対象となる私道(里道等)側から見た当該地の幅(玄関等の有無								
	 	甲道筌)側から	目た当該地の幅(女	関笔の右無					
		里道等)側から	見た当該地の幅(玄	関等の有無					
	は考慮しない) の総距離を加えたものである。			関等の有無					
接続道路の状況	は考慮しない) の総距離を加えたものである。 (1) 両端舗装済 (本舗装・防塵) ①	他の片端砂利		関等の有無 m					
接続道路の状況	は考慮しない)の総距離を加えたものである。 (1) 両端舗装済 (本舗装・防塵) ① (2) 片端舗装済 (本舗装・防塵) ⇒ ②	他の片端砂利 他の片端行止	道 ⇒	m					
接続道路の状況	は考慮しない)の総距離を加えたものである。 (1) 両端舗装済 (本舗装・防塵) (2) 片端舗装済 (本舗装・防塵) ⇒ (3) 両端砂利道 (3)	他の片端砂利	道 ⇒	m					
接続道路の状況 支障物件の状況	は考慮しない)の総距離を加えたものである。 (1) 両端舗装済 (本舗装・防塵) ① (2) 片端舗装済 (本舗装・防塵) ⇒ ②	他の片端砂利 他の片端行止 他の片端公共6	道 ⇒	m					
	は考慮しない)の総距離を加えたものである。 (1) 両端舗装済 (本舗装・防塵) (2) 片端舗装済 (本舗装・防塵) → ② (3) 両端砂利道 (1) 無	他の片端砂利 他の片端行止 他の片端公共的 可(通行に支配	道 ⇒ 延長 沿道建物 対施設 章 (イ)有 (□)無)]	m					
支障物件の状況 私道等の形態等	は考慮しない)の総距離を加えたものである。 (1) 両端舗装済(本舗装・防塵) (2) 片端舗装済(本舗装・防塵) → ② (3) 両端砂利道 (1) 無 (2) 有[①整備工事の際撤去可 ②撤去不	他の片端砂利 他の片端行止 他の片端公共的 可(通行に支配	道 ⇒ 延長 沿道建物 対施設 章 (イ)有 (□)無)]	m 棟					
支障物件の状況	は考慮しない)の総距離を加えたものである。 (1) 両端舗装済 (本舗装・防塵) (2) 片端舗装済 (本舗装・防塵) ⇒ ② (3) 両端砂利道 (1) 無 (2) 有[①整備工事の際撤去可 ②撤去不 (1) 平坦 (2) 傾斜 (3) 直線 (4) 多少曲	他の片端砂利が 他の片端行止 他の片端公共的 可(通行に支配線 (5) 曲線	道 ⇒ 延長 沿道建物 対施設 (1)有 (□)無)] (6) その他 (m 棟					
支障物件の状況 私道等の形態等 がけ等の状況	は考慮しない)の総距離を加えたものである。 (1) 両端舗装済 (本舗装・防塵) (2) 片端舗装済 (本舗装・防塵) ⇒ ② (3) 両端砂利道 (1) 無 (2) 有 [①整備工事の際撤去可 ②撤去不 (1) 平坦 (2) 傾斜 (3) 直線 (4) 多少曲 (1) 無	他の片端砂利が 他の片端行止 他の片端公共的 可(通行に支門線 (5) 曲線 までに防護(c	道 ⇒ 延長 沿道建物 対施設 (1)有 (□)無)] (6) その他 (m 棟					
支障物件の状況 私道等の形態等	は考慮しない)の総距離を加えたものである。 (1) 両端舗装済 (本舗装・防塵) (2) 片端舗装済 (本舗装・防塵) ⇒ ② (3) 両端砂利道 (1) 無 (2) 有 [①整備工事の際撤去可 ②撤去不 (1) 平坦 (2) 傾斜 (3) 直線 (4) 多少曲 (1) 無 (2) 有 [①防護済 ②未防護 ((小整備工事	他の片端砂利 他の片端行止 他の片端公共 可(通行に支 線 (5) 曲線 までに防護(E	道 ⇒ 延長 沿道建物 対施設 (1)有 (□)無)] (6) その他 (m 棟					
支障物件の状況 私道等の形態等 がけ等の状況	は考慮しない)の総距離を加えたものである。 (1) 両端舗装済 (本舗装・防塵) ① (2) 片端舗装済 (本舗装・防塵) ⇒ ② (3) 両端砂利道 ② (1) 無 (2) 有 [①整備工事の際撤去可 ②撤去不 (1) 平坦 (2) 傾斜 (3) 直線 (4) 多少曲 (1) 無 (2) 有 [①防護済 ②未防護 ((イ)整備工事 (1) 排水施設 有 [①下水 ②側溝 ③その・	他の片端砂利 他の片端行止 他の片端公共 可(通行に支 線 (5) 曲線 までに防護(E	道 ⇒ 延長 沿道建物 対施設 (1)有 (□)無)] (6) その他 (m 棟					

私道等整備工事評価表

(1) 良い (2) 普通 (3) 悪い

(備考)

周辺市道の整備の状況

規則第3条による補助対象項目		価	規則第3条による補助対象項目	評	価	総合評価
第1項第1号によるもの		否	第2項各号によるもの	可	否	
リ 2 号 リ			第3項第1号によるもの			可
』 3号 』			〃 2号 〃			
リ 4号 リ						否
" 5号 "				·		